

長野県観光 PR 映像（夏・秋）撮影・制作業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う長野県観光 PR 映像（夏・秋）撮影・制作業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その業務内容等に関し、本業務の受託者（以下「受託者」という。）と必要な事項を定めるものである。

1 業務名称

長野県観光 PR 映像（夏・秋）撮影・制作業務

2 業務の目的

JR グループ 6 社と地方自治体、観光事業者、旅行会社などが一体となり、長野県の魅力を全国に PR して誘客を図る「デスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という。）」が、令和 9 年 7 月～9 月に長野県で開催される。

夏・秋の長野県の美しい自然、歴史・文化、食等のコンテンツを撮影し、その編集画像を DC の関連イベントや SNS 等で放映し、県内外に発信することで、長野県の認知度及びイメージ向上を図り、県内への誘客につなげる。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

4 契約期間

契約を締結した日から令和 9 年 1 月 15 日（金）までの間とする。

5 業務内容

本業務の目的を達するため、観光客のニーズを捉え、長野県のような観光資源（自然、アクティビティ、歴史・文化、食等）を、360 度カメラを使用するなど、それぞれに効果的な撮影技法を用いて撮影・編集した動画を以下のとおり制作・納品すること。

動画に関しては、別途実施している「長野県観光 PR 映像（冬・春）撮影・制作業務」で制作した映像と一体感を持たせること。

(1) 撮影

夏及び秋における誘客促進に繋がる観光資源について、各 3 箇所（個）以上の提案を行い、委託者と協議の上、決定すること。

提案に当たっては、既に冬・春の PR 映像撮影・制作業務で映像撮影を行っている以下の撮影地を考慮の上、長野県内の地域バランス（北信濃、東信州、日本アルプス・松本平、諏訪、木曾、伊那路）を配慮し提案を行うこと。

冬・春のPR映像撮影・制作業務で映像撮影地

北信濃（冬）：

善光寺（長野市）、戸狩温泉スキー場（飯山市）、湯田中・渋温泉（山ノ内町）、
Earthboat 黒姫（信濃町）

日本アルプス・松本平（冬）：

松本城（松本市）、柵池高原スキー場（小谷村）、日本酒酒蔵（大町市）、山賊焼き
（松本市）、奈良井宿（塩尻市）

伊那路（冬）：

星空ナイトツアー（阿智村）、中央アルプス駒ヶ根ロープウェイ（駒ヶ根市）、千畳
敷カール（駒ヶ根市・宮田村）、焼き肉（飯田市）

東信州（春）：

上田城跡公園（上田市）、佐久バルーンフェスティバル（佐久市）、湯の丸高原（東
御市）、千曲川源流（川上村）

諏訪（春）：

諏訪大社下社春宮・万治の石仏（下諏訪町）、諏訪湖遊覧船（諏訪市）、うなぎ（岡
谷市）、入笠山（富士見町）、尖石縄文考古館・古過庵（茅野市）

木曾路（春）：

妻籠宿（南木曾町）、阿寺溪谷（大桑村）、開田高原（木曾町）、五平餅・そば（上
松町）

動画は4K以上の解像度で撮影すること。

（2）編集

撮影した映像の加工および編集のほか、必要に応じ音楽や音声、テロップの挿入の編
集作業を行うこと。

納品までに複数回の内容確認および修正の指示を受けるものとする。

以下に定める要件に沿った動画とすること。

ア 3分程度にまとめたロング版を1本、30程度秒にまとめたショート版を3本、夏
及び秋ごとにそれぞれ制作すること。

イ 没入感のある動画構成など、視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと。

ウ イベント会場、YouTubeやInstagramといったSNS等、幅広い場面で放映するこ
とを考慮した動画とすること。

エ 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新
規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有し
ている映像や借用映像を使用することも可とするが、その場合は委託者に協議の
上、必要な手続は受託者が行うこと。

オ 音楽用素材の使用については、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権
等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

（3）全国宣伝販売促進会議での映像の放映について

夏のロング版の映像については、令和8年9月2日に長野市で開催される全国宣伝

販売促進会議において、3面スクリーンを使用したイマーシブシアター*での上映が出来る仕様・スケジュールで撮影・制作を進めること。

* (株)オリハルコンテクノロジーズ社「Panelworks」を使用

<https://www.orihalcon.co.jp/panelworks/>

(4) その他

ア YouTube、Instagram等に掲載可能な保存形式とすること。

イ イベントでの使用以外に、家庭用再生機器及びPCで再生できること。

6 成果品の提出

完成した映像は外付けHDD等の電子媒体に格納し納品すること。

7 著作権等の取扱い

本業務により新たに生じた著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。